

現計画の検証（まとめ）

現行都市計画マスタープランで示す各方針についての進捗状況と今後の方向性を確認し、今回の改定計画でどのような方針を立てるか検討するための検証を行う。

■全体構想

1.土地利用の方針

- 東風平北部地域の市街化区域編入については、県との協議段階に進んでいる為、整合性を図り、編入についての考え方や区域について明記する必要がある。
- 市街化調整区域の地区計画の活用に向けた検討が進んでいることから、その考え方や検討箇所についての方針立てが必要である。
- 用途地域の変更に伴う図面更新が必要である。
- 具志頭地域の都市計画の検討については、用途混在が引き起こす生活環境の悪化への対応策の検討が求められており、今後の進め方について明記する必要がある。

2.道路交通の方針

- 道路の整備状況に応じた方針文および図面の更新が必要である。
- 方針図の構想道路については、中長期道路整備計画との整合も図りつつ、精査する必要がある。
- 街路樹整備や歩行者自転車ネットワークなど、着手できていないものについては、方針の見直しを検討する必要がある。
- 町民からは、公共交通についての検討推進が求められており、方針内容を充実させる必要がある。

3.みどりと水に関する方針

- 既存公園の有効活用に向けた再整備や民間活力の活用も含めた方針を示す必要がある。

4.景観に関する方針

- 平成 25 年に策定した景観法に基づく「八重瀬町景観計画」との整合性を確認しつつ、景観計画策定以後の都市の状況変化も勘案し、今回改定の土地利用の方針とのすり合わせを行う必要がある。

5.防災のまちづくりに関する方針

- 町民意見より、防災のみならず防犯についても触れ“安全安心のまちづくりに関する方針”として整理する必要がある。
- 地域防災計画との整合性を図る必要がある。

6.福祉のまちづくりに関する方針

- ソーシャルインクルージョン※の考え方を取り入れた都市づくりについて方針内容を再考する必要がある。

※：ソーシャルインクルージョン：社会的弱者を含む全ての人々が、健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

7.その他のまちづくりに関する方針

- “公共施設に関する方針”として、平成 29 年策定の「八重瀬町公共施設等総合管理計画」との整合性を図りつつ、方針内容を見直す必要がある。

■都市計画マスタープラン全体

- 庁内における、本計画への認知や使用度が低いことから、使い勝手や方針のわかりやすさを考慮した改定により、町職員や町民にとっての共通指針としての活用が図られる計画とする必要がある。